

報道関係者 各位

平成25年6月12日

【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 尾山 将

専門官 合田 靖

(代表電話) 03(5253)1111(内線 3661)

(直通電話) 03(3595)2811

### 国民年金保険料の2年前納制度(口座振替)の導入

～平成26年4月分から、2年間で1万4千円程度の割引に～

厚生労働省では、現行最大で1年間となっている保険料前納について、割引額の大きな2年前納を、平成26年4月末の口座振替分から導入することといたしましたのでお知らせします。

- 国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。
- 前納の期間が長いほど割引額が大きくなりますが、現行は口座振替で前納できる期間は最長1年間で、割引額は年3,780円(平成25年度の金額)です。
- 厚生労働省では、国民年金保険料を納付しやすい環境を整備するため、割引額がより大きくなる「2年前納(口座振替)」を、平成26年4月末の口座振替分から導入することとしました。
- 「2年前納」をご利用いただくと、毎月現金で納付する場合と比べて2年間で1万4千円程度の割引になります(割引額は平成25年度の保険料額による推計)。

※ 2年前納の保険料額は、平成26年2月の告示により確定する予定。

【別添】前納制度の拡充

## 前納制度の拡充

### (具体的な改正内容)

- ・現行では、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納の制度を設けているが、割引額がより大きくなる2年前納の区分を設けることとする。

### ○ 現行制度における前納区分等

- ・ 現在の前納は、1ヶ月前納・6ヶ月前納・1年前納がある。
- ・ 1ヶ月前納は口座振替のみで、6ヶ月前納・1年前納は口座振替又は現金納付の方法がある。
- ・ 6ヶ月前納の納付期限は4月末及び10月末、1年前納の納付期限は4月末であるため、3月末には納付書等を送付している。
- ・ 割引額の基本的な考え方: 割引額は、各月の保険料額を年4分の利率による複利現価法によって算出する。

### ○ 見直し案

- ・ 口座振替に2年前納の区分を設ける。

(注) 2年前納は、納付書作成の事務処理スケジュールや口座振替促進の観点から口座振替に限定。

平成25年度		本来納付額	前納額	割引額	割引率
口座振替	1ヶ月前納	15,040	14,990	50	0.3%
	6ヶ月前納	90,240	89,210	1,030	1.1%
	1年前納	180,480	176,700	3,780	2.1%
	(案) 2年前納(試算)	360,960	346,600	14,360	4.0%
現金納付	6ヶ月前納	90,240	89,510	730	0.8%
	1年前納	180,480	177,280	3,200	1.8%

(注1) 本来納付額とは、前納をせずに保険料を納付した場合の合計額。

(注2) 口座振替と現金納付で割引額が異なる理由は、口座振替の方が1ヶ月早く納付するため。

(注3) 2年前納の試算額は、平成25年度保険料額から単純に計算したものである。

### ※前納件数の実績(平成23年度)

	1年前納	6ヶ月前納	1ヶ月前納	合計
被保険者に対する割合	10.8%	1.3%	6.2%	18.3%
口座振替	6.3%	0.5%	6.2%	13.0%
現金	4.5%	0.8%	-	5.3%

(注) 被保険者数は、平成23年度末の1号被保険者数(任意加入含む)